

令和 7 年度決算：健全化判断比率等

◎健全化判断比率

【Ⅰ 実質赤字比率】

該当なし（昨年度：該当なし）

【Ⅱ 連結実質赤字比率】

該当なし（昨年度：該当なし）

【Ⅲ 実質公債費比率】

（単位：％）

年 度	令和 7 年度	令和 6 年度
令和 4 年度		8.86124
令和 5 年度	7.82271	7.82271
令和 6 年度	6.66567	6.66567
令和 7 年度	6.70937	
3 カ年平均	7.0	7.7

【Ⅳ 将来負担比率】

－％（昨年度－％）

◎資金不足比率

会 計 名	資金不足比率	公営企業法の有無
水道事業	0.0％	適用
下水道事業	0.0％	適用
病院事業	0.0％	適用

健全化判断比率等の概要【地方公共団体の財政の健全化に関する法律】

◎健全化判断比率（４つの指標）

指標名	算定方法	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率	標準財政規模に依り 11.25～15% 【志賀町：13.65%】	20%以上
連結実質赤字比率	全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率	標準財政規模に依り 16.25～20% 【志賀町：18.65%】	30%以上
実質公債費比率※	一般会計等の公債費及び公債費に準ずる負担額の標準財政規模に対する比率	25%以上	35%以上
将来負担比率	公営企業、出資法人を含めた実質的負債の標準財政規模に対する比率	350%以上	

※18%以上で公債費負担適正化計画の策定が必要

健全段階【指標の整備と情報開示の徹底】

- ・監査委員の審査に付し議会に報告し公表

早期健全化【自主的な改善努力による財政健全化】

- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められる場合、県知事が必要な勧告

財政再生【国の関与による確実な再生】

- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる

【同意無】

災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限

【同意有】

収支不足額を振替えるため、償還年限が計画期間内である再生振替特例債の起債可

- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

◎公営企業の資金不足比率（公営企業会計ごとに算定）

指標名	算定方法	経営健全化基準
資金不足比率	公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率	20%以上

経営健全化団体【自主的な改善努力による経営健全化】

- ・経営健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・経営健全化が著しく困難と認められる場合、県知事が必要な勧告